

令和 8 年度菊池市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条及び法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和8年度菊池市における一般廃棄物処理計画を定める。

なお、災害廃棄物については、別に定める菊池市災害廃棄物処理計画に基づき、適正に処理を行う。

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

3 処理計画の対象区域

菊池市の処理計画対象は全域とする。

面	積	276.85 k m ²
世	帯	数
		21,184 世帯
人	口	45,597 人

（世帯数及び人口は令和9年3月31日推計値）

4 一般廃棄物の排出状況

過去2年間（令和5・6年度）に排出された一般廃棄物の処理状況は、次のとおりである。

区分	令和5年度			令和6年度			伸び率 (%)
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
ごみ	t 12,300	t 16	t 12,316	t 11,911	t 21	t 11,932	▲3.1
し尿及 び浄化 槽汚泥	kl 17,431	kl 176	kl 17,607	kl 17,234	kl 165	kl 17,399	▲1.2

5 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物のごみ処理に係る収集運搬は、一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業委託業者（以下「委託業者」という。）及び本市が許可した事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が実施し、中間処理及び最終処分については、菊池広域連合及び一般廃棄物処分業者で処理する。

一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥等に係る収集運搬は許可業者が実施し、中間処理及び最終処分を菊池広域連合で処理する。

なお、火災等の自然現象以外で発生した火災ごみ等で、市及び菊池広域連合処理施設で処理できない廃棄物は、排出者の責任で適正に処理を行うものとする。

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
ごみ	家庭系 ・委託業者 ・自己搬入（排出者） ・許可業者 ※臨時家庭ごみのみ	菊池広域連合 （直営・委託）	菊池広域連合 （直営）
	事業系 ・自己搬入（排出者） ・許可業者		
し尿、浄化槽汚泥等	菊池市 ・許可業者	菊池広域連合	菊池広域連合

6 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可については、法第7条第5項の各号に適合していると認められなければ許可をしてはならない。現在のところ、既存の許可業者の能力や実績及び本市内の今後の一般廃棄物の排出量の推移等を考えると、既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な収集運搬及び処分が行われているため、原則として新規の許可は行わない。

なお、新たな法令整備や既存の許可業者の能力では対応できない品目が生じた場合等、必要性に応じて、一般廃棄物処理業等審査委員会にて慎重に審査を行う。

7 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみの排出抑制及び再資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

ごみの排出抑制を図るため、次の事業を行う。

事業名	目的・内容	摘要
生ごみ処理機等購入の補助	生ごみの排出抑制を図るため、処理機等の購入に対する補助を行う。	実施予定基数 60基
資源ごみ（有価物）回収団体への補助（奨励金）	住民団体による回収促進を図るため、住民の資源ごみの回収に対する補助を行う。	補助団体数 46団体
生活環境推進委員制度	各行政区から選出された生活環境推進委員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用の普及・啓発を図る。	行政区数 211区
使用済食用油回収事業	家庭で使用したてんぷら油を拠点回収し、買取り業者へ販売することで減量化と再資源化を図る。	回収見込量 2,240ℓ/年

(イ) 再資源化の方法及び回収量
菊池広域連合の処理計画による。

(ウ) 関連施設の概要
菊池広域連合の処理計画による。

イ 収集・運搬計画

(ア) ごみの分別の種類と収集運搬処分について

a 一般家庭から排出されるごみ

一般家庭からごみを排出する際は、次のとおり分別を行い、指定された収集所へ排出するか、菊池広域連合処理施設へ直接搬入を行う。

なお、家庭ごみの適正な排出が困難であると市が認めた者については、別に定める要綱に基づき、戸別収集を行う等必要な支援を行う。

〈ごみの分別の種類〉

燃やすごみ・資源物 A (空きかん、空きびん)・資源物 C (新聞紙、折込みチラシ)・資源物 D (雑誌、本、その他の紙)・資源物 E (布類)・資源物 F (段ボール)・資源物 G (牛乳パック類)・資源物 H (ペットボトル)・資源物 J (プラスチック製容器包装、食品トレイ、発泡スチロール)・不燃物を市指定ごみ袋で分別。※資源物 B と資源物 I は欠番。

特定品目 (電池類・電池類が取り外せない充電式小型家電製品、ガス缶・スプレー缶 (塗料缶を除く)、ライター・チャッカマン、水銀体温計・水銀血圧計・練り朱肉) は透明な袋で分別。廃蛍光管、廃食用油、水銀含有物、オイル缶・塗料缶 (塗料スプレー缶)、リチウムイオン電池・モバイルバッテリーを拠点回収。

b 事業所から排出される廃棄物

事業活動によって生じる事業系一般廃棄物は、事業者自ら適正に処理を行うか、菊池広域連合処理施設へ直接搬入あるいは許可業者に依頼することとする。

また、産業廃棄物については、事業者自ら適正に処理を行う。

(許可業者の責務)

事業所から排出される廃棄物の適正な処理の確保に関して、許可業者は、事業所ごみの適正分別及び減量化を目的とした排出事業所に対する周知啓発や改善指導等を行い、市の施策に協力しなければならない。

c 収集主体

家庭ごみ（市指定ごみ袋）は委託業者による収集運搬を行い、事業系一般廃棄物は自己搬入か許可業者により収集運搬を行う。

ごみの種類 （家庭系）	収集 主体	収集方法	収集 回数	収集袋等	収集運搬業者（住所）	収集区域
燃やすごみ	委託	ステーション	週 2 回	指定袋 （赤透明）	○五嶋運輸合資会社（菊池市大琳寺 288 番地 5） ○有限会社レッツクリーン（菊池市出田 2510 番地 1） ○有限会社クリーン菊池（菊池市原 1448 番地） ○水の守り人㈱（菊池市隈府 502 番地 1） ○有限会社高塚環境保全（菊池市七城町砂田 1262 番地 1） ○クリーンエ社㈱（菊池市旭志新明 160 番地 3） ○株式会社セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1）	菊池 菊池 菊池 菊池 七城 旭志 泗水
資源物	委託	ステーション	月 1 回 ※内、資源 物 J は週 1 回	指定袋 （緑透明）	○五嶋運輸合資会社（菊池市大琳寺 288 番地 5） ○有限会社レッツクリーン（菊池市出田 2510 番地 1） ○有限会社クリーン菊池（菊池市原 1448 番地） ○水の守り人㈱（菊池市隈府 502 番地 1） ○有限会社菊池環境美化センター（菊池市森北 580 番地 1） ○有限会社高塚環境保全（菊池市七城町砂田 1262 番地 1） ○クリーンエ社㈱（菊池市旭志新明 160 番地 3） ○株式会社セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1）	菊池 菊池 菊池 菊池・七城・旭志 菊池 七城 旭志 泗水
不燃物	委託	ステーション	月 1 回	指定袋 （黄透明）	○五嶋運輸合資会社（菊池市大琳寺 288 番地 5） ○有限会社レッツクリーン（菊池市出田 2510 番地 1） ○水の守り人㈱（菊池市隈府 502 番地 1） ○有限会社菊池環境美化センター（菊池市森北 580 番地 1） ○有限会社高塚環境保全（菊池市七城町砂田 1262-1） ○クリーンエ社㈱（菊池市旭志新明 160 番地 3） ○株式会社セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1）	菊池 菊池 菊池 菊池 七城 旭志 泗水
粗大ごみ	委託	事前申込による戸別収集	月 1 回	粗大ごみ処理券	○有限会社セーフティ（菊池市大琳寺 225 番地 8） ○有限会社菊池環境美化センター（菊池市森北 580 番地 1） ○株式会社セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1）	菊池・七城・旭志 菊池・七城・旭志 泗水
特定品目 （廃乾電池等）	委託	ステーション	月 1 回	透明な袋	○下川商店（菊池市隈府 656 番地 8） ○有限会社セーフティ（菊池市大琳寺 225 番地 8） ○株式会社セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1）	菊池 菊池・七城・旭志 泗水
廃蛍光管	委託	拠点回収	随時	指定無	○（公社）菊池市シルバー人材センター（菊池市七城町砂田 1 4 5 7 番地 1）	
廃食用油	委託	拠点回収	月 1 回	ペットボトル等	○バイオエネルギー九州㈱（熊本市西区新港 1 丁目 4-17）	

菊池市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

ごみの種類	収集主体	収集方式	収集回数	収集袋	収集運搬業者（住所）	収集区域
事業系 燃やすごみ	許可	事業所	不定期	指定無	○(有)菊池環境美化センター（菊池市森北 580 番地 1） ○(公社)菊池市シルバー人材センター（菊池市七城町砂田 1457 番地 1） ○水の守り人(株)（菊池市隈府 502 番地 1） ○金岡商店(株)（熊本市南区富合町釈迦堂 611 番地） ○(有)セーフティ（菊池市大琳寺 225 番地 8） ○(株)ニシコー（福岡市中央区渡辺通 2 丁目 9-22） ○(株)永野商店（熊本市北区室園町 10-22） ○(株)西原商店（熊本市南区流通団地 1 丁目 50 番地） ○有価物回収協業組合石坂グループ（熊本市東区戸島 2874 番地） ○(有)高塚環境保全（菊池市七城町砂田 1262 番地 1） ○(株)新九州建設運輸（熊本市北区植木町木留 751 番地） ○クリーンエ社(株)（菊池市旭志新明 160 番地 3） ○(株)セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1) ○(株)グリーンロジスティクス(菊池郡大津町杉水 2506 番地) ○(株)サンレイメディカル(阿蘇郡西原村布田 834 番地 171) ○(有)宇都宮産業(合志市須屋 1375 番地 33) ○平智合同会社（菊池市四町分 2210 番地） ○合同会社ファームビル（熊本市東区健軍 4 丁目 8-13-103） ○ペット・メモリアル菊池やすらぎの丘（菊池市木柑子 1335 番地）	菊池・七城・旭志 全域 菊池・七城 菊池 菊池・七城・旭志 菊池 七城・泗水・旭志 七城・泗水・旭志(柳河精機限定) 七城・泗水 七城 七城 旭志 泗水 泗水・旭志 泗水 泗水 全域 泗水（三菱電機(株)限定) 全域
菊池広域連合で 適正な処理が困難な一般廃棄物					○(株)星山商店（熊本市北区武蔵ヶ丘 9 丁目 5 番 76 号）	全域
し尿	許可		定期		○(有)旭衛生舎（菊池市野間口 345 番地） ○(株)セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1）	菊池・七城・旭志 泗水
浄化槽汚泥	許可		定期		○(有)旭総合メンテナンス（菊池市野間口 345 番地） ○(株)セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1）	菊池・七城・旭志 泗水
し尿及び 浄化槽汚泥	市外から処理施設への運搬 (施設内での荷卸しのみ)				○(有)日野環境（菊池郡大津町大字大津 132 番地） ○中野衛生(有)（菊池郡菊陽町原水 5313 番地 3）	

(イ) 収集区域の範囲と収集運搬するごみの量（見込み）

収集区域は、菊池市の全域とし、ごみの量（見込み）は次のとおりとする。

ごみの種類	計画収集人口(人)	収集量(t)		直接搬入量(t)	自家処理		排出量計(t)
					人口(人)	処理量(t)	
燃やすごみ	45,597	委託	7,719	221	293	26	10,726
		許可	2,760				
		計	10,479				
可燃性粗大ごみ	45,597	委託	25	309	0	0	354
		許可	20				
		計	45				
資源物（容器法回収を含む）	45,597	委託	1,035	47	0	0	1,082
		許可	0				
		計	1,035				
不燃性粗大ごみ	45,597	委託	10	47	0	0	57
		許可	0				
		計	10				
不燃物	45,597	委託	230	60	0	0	290
		許可	0				
		計	230				
特定品目（廃乾電池を含む）	45,597	委託	20	0	0	0	20
		許可	0				
		計	20				
廃蛍光管	45,597	委託	2	0	0	0	2
		許可	0				
		計	2				
廃食用油	45,597	委託	2	0	0	0	2
		許可	0				
		計	2				
計			11,823	684	293	26	12,533

(ウ) 中継施設の概要

菊池市には中継施設はなし。

ウ 中間処理計画

(ア) 中間処理施設に搬入されるごみの搬入者別内訳量

菊池広域連合の処理計画による。

(イ) ごみの種類別処分方法

ごみの種類	処分方法	中間処理量(t)	処理区分
燃やすごみ 可燃性粗大ごみ	燃やすごみ及び可燃性粗大ごみは、菊池広域連合の委託業者工場で処理するものを除き、菊池環境工場クリーンの森合志ごみ焼却施設で焼却し、可燃性粗大ごみは、せん断式破砕機で破砕し、燃やすごみと一緒に焼却する。	11,054	焼却 (破砕)
資源物	菊池広域連合の再資源化工場及び委託業者工場で資源ごみ系列の選別を行い、資源物を回収する。可燃性の残渣は菊池環境工場クリーンの森合志ごみ焼却施設で焼却し、不燃性の残渣は環境美化センター最終処分場及びクリーンの森合志最終処分場にそれぞれ埋め立てる。収集袋などの残渣でリサイクルできるものは、委託業者工場で再生処理される。	1,082	選別 (一部委託)
不燃物 不燃性粗大ごみ	菊池広域連合の再資源化工場で手選別した後、破砕し、資源物を回収する。可燃性の残渣は菊池環境工場クリーンの森合志ごみ焼却施設で焼却し、不燃性の残渣は環境美化センター最終処分場及びクリーンの森合志最終処分場にそれぞれ埋め立てる。	347	破砕 選別
合計		12,483	

(上記以外の中間処理委託)

ごみの種類	処分方法	委託量 (t)
特定品目		11
廃乾電池 (二次電池を含む)	菊池広域連合の再資源化工場で選別・保管後、民間の専門業者に処理委託する。	9
廃蛍光管		2

(その他)

廃食用油は、再生資源として民間事業者売却する。

(ウ) 処理施設の概要

a 焼却施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物	処理量(t)
菊池広域連合菊池環境工場クリーンの森合志ごみ焼却施設	合志市幾久富460番地	全連続焼却炉	170t/24h	燃やすごみ、可燃性粗大ごみ、処理残渣可燃物、し尿し渣	11,054

b 粗大ごみ処理施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物	処理量(t)
菊池広域連合環境美化センター	菊池郡大津町大津115番地	衝撃せん断回転式破砕機	16.3t/5h	不燃性粗大ごみ、不燃物の一部	347

c 粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物	処理量(t)
菊池広域連合環境美化センター	菊池郡大津町大津115番地	手選別ライン等	27.7t/5h	資源ごみ（プラスチック・ペットボトル以外の一部）	688
有価物回収協業組合石坂グループ本社第二工場	熊本市東区戸島町2874番地	減容器等	6t/1h	プラスチック類	259
有価物回収協業組合石坂グループ大津事業所	菊池郡大津町杉水3746番地	手選別ライン等	1t/6h	ペットボトル	133
		減容機等	4.4t/8h	プラスチック類の一部	2

エ 最終処分計画

菊池広域連合の一般廃棄物（ごみ）処理計画による。

オ その他

(ア) 特定家庭用機器の取扱いについて

特定家庭用機器再商品化法に規定されている次の①から④のうち、家電小売店が撤退した等の理由により引取義務者が不在のものについては、排出者が家電リサイクル券を用意し、排出者自ら指定引取所へ搬入もしくは、菊池広域連合にて一時保管後、製造業者等の指定引取場所へ運搬する。

- ① エアコン
- ② テレビ
- ③ 冷蔵庫及び冷凍庫
- ④ 洗濯機及び衣類乾燥機

(イ) 家庭系パソコンの取扱いについて

資源有効利用促進法に基づくリサイクルの対象となっているが、使用済小型家電リサイクルルートを利用し、パソコンのリサイクルが可能であるため、不燃物として受け入れる。

(ウ) 住民に対する広報啓発活動

- ① 広報誌、チラシ等による啓発
- ② 研修、廃棄物処理施設見学の実施
- ③ 出前講座の実施
- ④ 生活環境推進委員研修会の開催

(エ) 環境工場への搬入を禁止する適正処理困難ごみ

別表に掲げるものは、菊池広域連合で適正な処理ができない、若しくは工場等の運転に支障をきたす為、搬入を禁止する。

(オ) 適正処理困難ごみの民間処理施設での受け入れについて

次に記した品目については、リサイクルが可能であることや適正処理困難ごみであるため、市では収集運搬及び処分（菊池広域連合での受入れ）を行わない。よって、排出者は本市外に立地する下記の民間処理施設へ直接運搬及び処分を依頼することとし、その際に必要となる費用については排出者が負担する。

なお、本市で発生した一般廃棄物を市外で処理する場合、法第 6 条第 3 項の規定に基づき立地する自治体（合志市、大津町）の一般廃棄物処理計画との調和を図る必要があるため、その種類及び処分量等を事前に通知し予め承諾を得る。

民間処理施設の名称	処理施設の場所
株式会社 星山商店 竹迫工場 // 合志工場	熊本県合志市竹迫 1440 番地 熊本県合志市福原 3122 番地 10
有価物回収協業組合 石坂グループ 大津事業所	熊本県菊池郡大津町杉水 3746 番地
日野総合管理株式会社 緑のリサイクルセンター	熊本県菊池郡大津町大津 90-1
株式会社 大津技研 木質リサイクル工場（森林事業部）	熊本県菊池郡大津町矢護川 1481-14

品目	処分方法
菊池広域連合で処理が困難な一般廃棄物（事業系含む）のうち、民間処理施設で処理可能なもの	中間処理 （破碎選別、再資源化等）

別表

環境工場等へ搬入を禁止する適正処理困難ごみ表

区 分	ごみ種の例示		処分にかかわる市長の指示	
① 有毒性のあるもの	硫酸、硝酸等の劇薬類、殺虫剤、消毒剤等の農薬類、化学薬品類、その他有害性のあるごみ		その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者に処理を委託する。	
② 危険性のあるもの	日本刀、銃弾、バッテリー、ガスボンベ（カセットコンロ用を除く）、消火器（中身が入っていないものを除く）、発煙筒（未使用のもの）、ラドン温泉器具などモナザイト（ウラン、トリウムを含んだ鉱石）を使用したもの、その他危険性のあるもの			
③ 引火性のあるもの	灯油、ガソリン、軽油、混合油、重油、シンナー、廃油、オイル、その他引火性があるもの			
④ 著しく悪臭を発生するもの	おむつ等の汚物、その他著しく悪臭を発生するもの		おむつ等の中の汚物を除去する。	
⑤ 特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物等		専門許可業者に処理を委託する。PCB 部品は、製造業者により PCB 使用部品の除去を受ける。	
⑥ 前各号に定めるもののほか、菊池広域連合長が処理施設の機能に支障があると認めるもの	ゴム等	廃ゴムタイヤ等	その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者、スクラップ業者に処理を委託する。	
	金属類	ドラム缶（中身が入っていないものを除く）、自動車関係部品（走行性能に係わらないものを除く）、バイク、シニアカー、オイルヒーター、オイルジャッキ、農機具類（家庭で使われたものを除く）、エンジン（走行用以外のものを除く）		その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者、スクラップ業者に処理を委託する。
	空きかん類	有害性・引火性のあるものやその他塗料等が入っていた空きかん（中身が入っていないものを除く）		
	木製品類	幅 1.5m 長さ 3.0m 高さ 1.0m を超える木製品、板の厚さが 10 cm を超えるもの（動物の置物、囲碁盤、将棋盤等）		
	木竹片	面の直径又は面の 1 辺の長さが 10cm を超えるもの、長さ 3.0m を超えるもの		
	動物の死がい	実験した動物	排出者自ら処理する。	
	家屋解体・改造に係わるもの等	家屋解体及び改造に係わる廃材類、石膏ボード、耐火ボード、断熱材（グラスウール、ロックウール等）、ワラ、カワラ、スレート、ブロック、基礎石、コンクリート、レンガ、セメント、その等ガレキ類	専門の処理業者に処理を委託する。	
	その他	畑、山、庭等で生じたもの（木の根、竹の根、ワラ等）、砂利、土砂、石類、ボウリング用ボール、火災に伴うごみ	排出者自ら処理する。	

(2) 生活排水処理計画

ア 生活排水処理人口

1	計画処理区域内人口	45,597人
2	水洗化・生活排水処理人口	39,727人
	(1) 下水道	25,982人
	(2) 農業集落排水	4,917人
	(3) コミュニティ・プラント	0人
	(4) 合併処理浄化槽	8,828人
3	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	2,553人
4	非水洗化人口	3,317人
	(1) 計画収集人口（汲取り）	3,036人
	(2) 自家処理人口	281人
5	計画処理区域外人口	0人

イ 収集運搬計画

(ア) 収集運搬する生活排水の種類と方法

a 種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

b 方法

許可業者により収集運搬し、菊池広域連合「クリーンセンター花房」に搬入する。

c 収集回数及び収集方法

し尿収集は許可業者による原則月1～2回の戸別収集を実施し、特別な事情がある場合は、臨時収集を実施する。浄化槽汚泥は、排出者と許可業者との契約により戸別収集を実施する。

生活排水の種類	収集主体	区域	収集運搬業者（住所・氏名）
し尿	許可	洒水地区（一部を除く） 以外の区域	菊池市野間口 345 番地 有限会社旭衛生舎 代表取締役 富岡 庸一郎
浄化槽汚泥等	許可	洒水地区（一部を除く） 以外の区域	菊池市野間口 345 番地 有限会社旭総合メンテナンス 代表取締役 富岡 庸一郎
し尿・浄化槽汚泥等	許可	洒水地区（一部を除く）	合志市御代志 1538 番地 1 株式会社セイブクリーン 代表取締役 坂井 さゆり

(イ) 収集運搬する区域と収集運搬するし尿及び浄化槽汚泥の量

収集区域は、菊池市の全域とする。

(単位：kℓ)

生活排水の種類	計画収集量				自家処理量	総計
	直営	委託	許可	計		
し尿	0	0	2,510	2,510	144	17,096
浄化槽汚泥等	0	0	14,442	14,442		
合計	0	0	16,952	16,952		

(ウ) 中継施設の概要

菊池市には、中継施設はなし。

ウ 中間処理計画

(ア) 中間処理施設へ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入者別内訳量

(単位：kℓ)

種 類	直 営	委 託	許 可	合 計
し尿	0	0	2,510	2,510
浄化槽汚泥	0	0	14,442	14,442

(イ) 処分方法

種 類	処 分 方 法	中間処理量(kℓ)		
		施設処理	下水道投入	計
し尿及び 浄化槽汚泥	菊池広域連合クリーンセンター花房において処理する。前処理残渣の可燃物については、クリーンの森合志（ごみ焼却施設）にて焼却処分する。消化汚泥及び余剰汚泥については、クリーンセンター花房の資源化設備にて堆肥化し、農地還元する。	16,952	0	16,952

(ウ) 処理施設の概要

施設名	所在地	型 式	処理能力 (kℓ/日)	処理量 (kℓ)	残渣量 (t)
クリーンセンター花房	菊池市木柑子 1294 番地	浄化槽汚泥混入 比率の高い脱窒 素処理方式	96	26,458	263

※構成市町すべての処理量

エ 最終処分計画

(ア) 処分する量

処分方法	種 類				
	焼却灰(t)	汚泥(t)	有機液肥(kℓ)	し尿(kℓ)	浄化槽汚泥(kℓ)
埋 立					
農地還元		263			
海洋投入					

※構成市町すべての処理量

(イ) 処分方法

消化汚泥及び余剰汚泥については、クリーンセンター花房の堆肥化設備で堆肥化し農地還元する。中間処理できない一部のし尿等（清掃汚泥）は、業者委託により陸上処理する。

また、設備の不具合等により緊急避難的に外部処理せざるを得ない脱水汚泥が発生した場合は、クリーンの森合志（ごみ焼却施設）にて焼却処分する。